

「事業場認定に関する一般方針」等の一部改正について（概要）

令和 8 年 8 月 25 日
国土交通省航空局安全部
安全政策課
航空機安全課

1. 背景

我が国では、航空機の安全性を確保するため、国が航空機の設計、製造及び整備に係る検査等を実施している。他方、高度な技術力及び品質管理体制を有する事業者については、認定事業場制度により、国に代わって検査等の一部を実施することを認めている。

近年、航空機産業の国際化が進展し、国産航空機・航空機部品の海外展開や、設計・製造事業者による継続的な安全管理の重要性が高まっている。また、認定事業場における技術的能力や品質保証体制が向上しており、国による個別承認に依存する従来の仕組みについて、より効率的かつ実態に即した制度運用が求められている。

さらに、令和 8 年 4 月に施行された学校教育法改正により、専修学校専門課程の制度体系が見直され、「特定専門課程」に関する規定が新設されたことから、航空関係通達において引用している規定についても整合を図る必要がある。

このため、更なる民間能力の活用による手続の効率化及び国際競争力の向上を図るとともに、関係法令との整合を確保するため、所要の改正を行う。

2. 概要

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

（1）認定事業場における業務の拡大等

① 技術通報に係る承認手続の合理化

設計・製造事業者が発行する重要な技術通報については、現在、国による承認を必要としているが、必須事項（Essential）に該当することその他一定の要件を満たすものについては、認定事業場による基準適合性確認をもって国の承認を不要とすることを可能とする。

② 航空機製造検査認定事業場が行う飛行試験に係る包括許可制度の導入

航空機整備検査認定事業場が認定業務の一環として実施する飛行試験に関しては、航空法第 11 条第 1 項ただし書に基づく包括許可をしているが、航空機製造検査認定事業場を包括許可制度の対象に追加する。

あわせて、飛行試験の実施体制、操縦者に求められる能力要件及び認定事業場の責任を明確化する。

(2) 確認主任者資格要件に係る引用規定の見直し

確認主任者の資格要件において引用している専修学校に関する規定について、学校教育法改正に伴う法体系の変更を踏まえ、「学校教育法第 132 条の専門課程」から「学校教育法第 125 条の 2 第 1 項の特定専門課程」へ引用規定を改める。

(3) 国産新造機の輸出手続の合理化

国産新造機を輸出する場合において、我が国の国籍登録を前提としない手続を可能とするため、

- 耐空証明申請時における登録番号及び登録記号の記載を不要とする。
- 登録証明書の写しの提出を不要とする。
- 航空機現況表等における登録関係事項の記載を不要とする。

3. 今後のスケジュール (予定)

発行・適用：令和 8 年 10 月頃

以上